議題１　旅費日当について（稲沢市提出）

市名	回答
豊　橋　市	豊橋市では、平成２３年４月から日当（市長等2,000円・その他の職員1,500円）を廃止し、旅行雑費（１日つき1,000円）を支給している。 《考え方》 ・日当は、「旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための旅費」（旅費法詳解）とされている。 ・昼食は出張の有無にかかわらず取るものであることなどから、昼食費分を減額し、目的地内である地域内を巡回する場合の交通費及び諸雑費として旅行雑費を支給するものである。 ・なお、地域内巡回の交通費が、旅行雑費の定額を超える場合は、その超える額に相当する鉄道賃、車賃等を旅行雑費に加算して支給する。
岡　崎　市	平成18年４月１日に日当から旅行雑費へと変更し、旅行雑費の金額を見直し、移動費及び諸雑費のみとし、昼食費相当分を含まないこととしている。
一　宮　市	当市では日当の全額を旅行雑費としています。見直しの予定は今のところありません。
瀬　戸　市	平成26年4月1日より日当を廃止しています。
半　田　市	半田市では、「旅費雑費」として１日につき2,000円を支給しています。 2,000円のうち1,000円は地域内巡回旅費、1,000円は通信費と位置付けており、県内の日帰り出張については交通費実費支給のみで旅費雑費は支給していません。 県外出張の場合でも、出張先が移動しない場合は、２分の１支給としています。
春 日 井 市	春日井市では、平成23年度から日当を廃止した。日当の廃止と同時に、旅費の算定の仕方を変更し、実費弁償とした。
豊　川　市	本市では、1日につき以下のとおり旅行雑費を支給しています。なお、旅行雑費とは、旅行に伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄う費用が含まれ（昼食費は含まない）、日数に応じて支給するものとして定められています。 ・市内、特定近隣地域…支給なし ・県内、近隣地域…200円 ・その他の地域…1,300円 また、日当については愛知県と同様、外国旅行に限定しています。
津　島　市	本市では宿泊する場合や鉄道100km、水路50km、陸路25km以上の場合に、１日につき市長は3,000円、副市長・教育長は2,600円、一般職員は1,200円を支給しています。（連続６日以上の場合は減額）支給の趣旨は国家公務員に準じております。
碧　南　市	本市では旅行雑費として100ｋｍ以上の場合1日につき1,500円、100km未満の場合半額を支給しており、昼食費を含めていない。また、日当は海外旅行に限定しており、こちらは昼食費を含めるという考え方である。
刈　谷　市	本市では、旅行雑費として県外旅行１日につき１，５００円、県内旅行１日につき４００円を支給しています。旅行雑費については通信費等の諸雑費と、目的地の市内を移動する場合の交通費にあてるために支給しており、昼食費は旅行雑費に含めておりません。
豊　田　市	豊田市において「日当」は外国旅行のみに限定している（日当の1/2額を昼食代として支給）。 旅行に伴う諸雑費及び目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄う費用を含むものとして「旅行雑費（内国）」があり、市内等旅行（0円）、県内旅行（200円）、県外旅行（200円もしくは1,200円）で金額が分かれているが、昼食費はいずれの場合も含まれておらず昼食費としての旅費支給は行っていない。

市名	回答
安　城　市	本市では、国内旅行において、平成２０年に日当（昼食代及び雑費）の内昼食代を廃止し、公務出張旅行中の通信費、目的地である地域内を巡回する場合の交通費等、当該旅行に伴って発生する諸経費を賄うため、旅行雑費として１日あたり１，５００円（１００キロメートル未満の旅行の場合は１/２）を支給することとしている。 なお、外国旅行においては、国家公務員の旅費法にならい日当を支給することとしている。
西　尾　市	本市における旅費日当については、市外出張に対し、1日当たりの定額（一般職2,600円）を支給しております。ただし旅行キロ数、近隣市町への出張、公用車での出張等、日当の減額規定があります。 国家公務員における日当と同様の趣旨から昼食費を含む日当の支給について、現段階での見直しは考えておりません。
蒲　郡　市	規則改正により、平成１７年４月１日から、県内旅行及び100キロメートル未満の県外旅行については、公用車、鉄道等を問わず全ての日帰り旅行について日当の支給を廃止している。 尚、公務の都合で宿泊した場合の日当は従来どおりの定額の半額（1,100円）を支給。
犬　山　市	本市も、一定区域外の旅行に対しては、犬山市旅費支給条例及び同条例施行規則に基づき、１日2,000円（市長、副市長、教育長は2,600円）を支出しています。 現在のところ、見直しの予定はありません。
常　滑　市	本市においては県外の旅行の場合日当を支給していましたが、食費等については旅行に限らず必要であることから、平成２１年度より廃止しました。
江　南　市	平成２４年度から宿泊を要する旅行をした場合に限り、日当を支給することとした。 日当は、国家公務員と同様に、旅行中の昼食費を含む諸雑費及び目的である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費としており、現在、見直しの予定はない。 ＜参考＞ ・市長及び副市長：３，０００円／日 ・４級以上の職：２，４００円／日 ・その他の職：２，２００円／日
小　牧　市	本市の日当の趣旨としては、旅行に伴う通信費などの諸経費や地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費であり、一定の遠隔地に旅行した場合の旅行雑費として支給をしている。 なお、国は日当に食事の費用の概念を含めているが、食事に対する費用は宿泊料にも影響を与えることから、本市としては日当のみに疑義を呈する考えはない。
稲　沢　市	＜提案市＞
新　城　市	本市の場合、既に（市町村合併以前より）日当は支給していません。
東　海　市	日当については、宿泊の有無、公共交通機関の利用の有無、距離等条件別に支給額が規定されています。 日当は旅行中の通信費、巡回交通費等の諸雑費としており現在のところ見直しの考えはありません。
大　府　市	国と同様の考え方に基づいて、県外の旅行及び県内の宿泊について、それぞれ１日につき2,000円を支給しています。
知　多　市	本市におきましては、旅費条例第16条の規定に基づき、市長が規則で定める地域（指定地域）へ旅行する場合及び愛知県内へ宿泊を要しない旅行をする場合（指定地域を除く。）には、日当を支給していません。この日当の解釈については、設問のような疑義が生ずるところではありますが、現時点の運用では、「旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を補うための旅費」として取り扱っています。
知　立　市	知立市では、公共交通機関による出張は１日につき県内は７５０円、県外１５００円を雑費として支給しており、当市においても目的地周辺を巡回する場合の交通費を賄うための旅費としているが、昼食費を含む考えではないため、見直す予定は今のところない（なお、公用車による出張の場合は雑費は支給されない）

市名	回答
尾張旭市	本市においても国に準拠する形で、一定区域外への旅行等で一般職については1日2,000円の日当を支払っております。確かに国の考え方には、額の半分は昼食代を含む諸雑費ということになっておりますので、出張先と通常の勤務先で昼食を食べることは同じではないかとの指摘を受ければなかなか説明が難しい面もあることや、民間企業では日当を廃止するなどの実例もありますので、他市の考え方なども参考にさせていただき、今後検討していかなければならない案件だと思われます。
高浜市	本市については、一定区域外への旅行に対し１日につき2,100円支給しているが、特に見直しする考えはございません。
岩倉市	当市においても、貴市と同様の検討をしたこともありますが、現在、国家公務員と同様の、旅行中の昼食費を含む諸雑費及び、目的である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費として支給している。
豊明市	県外旅行及び県内の宿泊を伴う旅行の場合、旅行の日数に応じ、次のとおり諸雑費等として日当を支給している。 特別職　　１，５００円 行（一）４級以上　１，３００円 それ以外　　１，１００円
日進市	現在、県外出張の場合に、特別職３，０００円、４級以上２，６００円、３級まで２，２００円を支給している。日当については、旅行中の諸雑費等及び昼食代と解釈されており、昼食代については各自が負担すべきと考え旅行雑費のみに改正することを検討している。なお、変更については、準用する関係部局との調整が必要となる。
田原市	本市においても、日当は昼食費を含む諸雑費という考え方である。金額は、県外への旅行は2,000円、県内は1,000円であるが、県内でも近隣の豊橋市、豊川市及び蒲郡市への旅行については支給しない。また、旅行者が同一地域に滞在する場合の日当は500円とし、研修等が行われない日は支給しない。また、研修等の食費等を負担金として支出するときは、日当を支給しない。 現状のところ見直しは予定されていない。
愛西市	日当は、平成27年4月1日から支給しない。（平成27年3月議会において承認）
清須市	日当については、宿泊を伴う旅行についてのみ支給しており、金額は国と同様の趣旨で１日につき２，２００円を支給しています。
北名古屋市	本市の日当に関しての考え方は、国家公務員の取扱いと同様としており、見直しについては検討しておりませんが、宿泊を伴わない県内における旅行については非支給、宿泊を伴わない近隣への旅行については２分の１に相当する額の支給としております。 北名古屋市旅費条例 第16条　略 2　愛知県内の旅行の場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、支給しない。 3　長野県内、岐阜県内、静岡県内又は三重県内の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第1項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
弥富市	本市では、国内旅行における日当は支給しておりません。ただし、宿泊を伴う旅行については旅行雑費として１日あたり１，１００円を支給しており、その内訳は昼食代９００円、諸雑費２００円となっています。なお、昼食代が負担金等で賄われ実費負担が無い場合は、昼食代分を差し引いた２００円のみを旅行雑費として支給しています。
みよし市	国家公務員と同様の趣旨で支給しており、現在のところ見直しする予定はありません。
あま市	１日当たりの旅費日当：２，０００円を支給しています。ただし用務が午前のみ又は午後のみの場合など昼食を要しないことが明らかな場合は運用により支給しないこととしています。

市名	回答
長 久 手 市	本市では、県外出張に限り、日当を支給している。県内出張については、支給していない。 日当の額は、２級以下の職員は1,700円、３級以上の職員は2,200円、特別職の職員は2,600円支給している。 日当の考え方は、国家公務員と同じく「旅行中の昼食費を含む諸雑費及び目的である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費」である。